



## MS（マネジメントシステム）方式による 認定シンボル・認証マークの使用についての説明資料

### ※ 用語について

「認定シンボル」とは、一般に言う「JAB マーク」のことです。

「認証マーク」とは、「ISA マーク」のことです。

「認定シンボル」は、俗称「JAB マーク」又は「認定マーク」とも言い、本資料は「認定マーク」の用語を使用しています。

国際システム審査株式会社(略称 ISA)からマネジメントシステムの認証を受けると、認定機関 JAB の規定（「認定シンボル使用規定」：JAB N 4 1 0）に従い認定・認証マークを使用することが出来ます。

但し、使い方には以下の制限があります。不明な点については ISA までお問い合わせ下さい。

(本資料の最後に、「認定シンボル・認証マークの使い方のポイント」「登録証の使い方ポイント」を添付しております。参考にして、正しいマーク及び登録証の使用をお願いします。)

### 1. 主な注意点は以下の3点です。

1. 認証を受けた対象範囲内で、認証を受けた対象範囲の業務に従事する者のみが用いることが出来る。

(対象になった組織(事業所、部署)・活動(業務)についてのみということ)

2. 製品に認定マーク・認証マークを付けないこと。

個々の製品が保証されていると誤解を与えるような方法を用いないこと。

例えば、試験所が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の「報告書」は、製品に当たるため、認定・認証マークを使用してはいけません。

3. CD-Rにて送付した電子データの清刷(以下、電子清刷と略す)は、保護及び漏洩防止のため、管理を確実にすること。(目的外の使用防止、不正使用防止、紛失・盗難の防止等)また、「電子清刷」を提供した下請負業者に、「電子清刷」の保護及び漏洩防止のための適切な管理を要求し、「電子清刷」を提供した下請負業者の一覧表を作成すること。(「電子清刷」を使用して説明書、宣伝用資料、名刺等の作成を依頼した印刷業者等に「電子清刷」の確実な管理を要求し、依頼した印刷業者等の一覧表を作成すること。)

※注記：電子清刷は、「印刷用」、「ウェブサイト用」で配布されます。印刷用は印刷に、ウェブサイト用はウェブサイトを使用すること。解像度を低くしないで使用すること。電子清刷は保存形式(bmp形式、jpg形式)を変更しないこと。

### 2. 具体的には以下のとおりです。

認定マーク・認証マークには、

①ISAの認証マーク(ISAのマークに規格番号の入ったもの：4.項A)

②認定機関(JAB)の認定マークとISAの認証マークを並べたもの(4.項B、C)の2種類があります。

※注記：「認定マーク」のみの単体使用はできません。

「認定マーク」を使用する場合は、必ず「認証マーク」を並べたものを使用しなければなりません。(「電子清刷」の配置のまま使用。)

(1) 認定マーク・認証マーク(上記2.①または②)は、登録された品質・環境マネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物及びウェブサイト等に使用することが出来ます。



※注記：名刺に使用する場合は、認証範囲の対象組織（事業所、部署）及び認証範囲の業務に従事する者のみが使用できます。

(2) 認証マーク（上記2.①）は、その他に組織の旗、看板、車両等にも用いることが出来ます。

3. 認定マーク・認証マークについては、特に次の制限があります。

3-1. JAB 認定マークについて

(品質)

(環境)



← 【図形】：単色で青色が基本

← 【「JAB」の文字】：黒色に限る

← 認定プログラム略号：黒色に限る

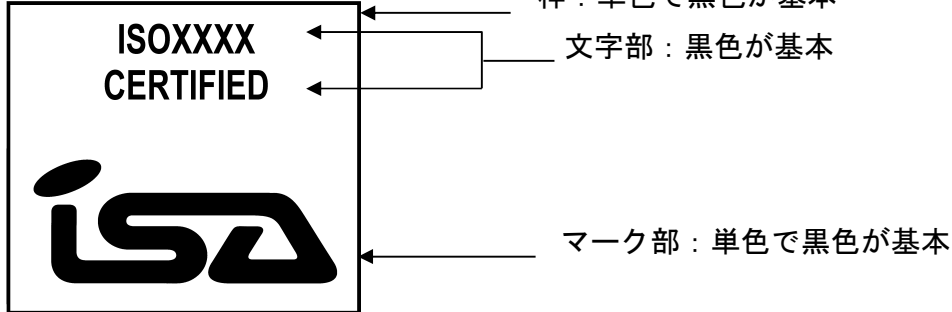
← 認定番号(機関の)：黒色に限る

	【図形】	【「JAB」の文字】／認定プログラム略号／認定番号(機関の)
基本色 (地色との明瞭な対比をもたせること)	青色  印刷物上は、マンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はその近似色  ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色	黒色
サブカラー (地色との明瞭な対比をもたせること)	黒色、灰色、 金色、銀色	【図形】と同色ならば、 青色、灰色、 金色、銀色も可とする。

- (1) 【図形】の基本色の青色は、印刷物(マンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はその近似色)とする。
- (2) ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色とする。
- (3) サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色の表示を認める。
- (4) 認定マークは、地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。
- (5) 【「JAB」の文字】、認定プログラム略号、認定番号(機関の)は黒とする。  
【図形】と同色ならば、青色、灰色、金色、銀色も使用可とする。
- (6) 認定マークを単色刷りの印刷物に使用する場合は、使用許可色に関わらず、認定マーク全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認定マーク全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。
- (7) 縮小、拡大してもよいが、縦と横の比率を変えないこと。(4.項B及びCの例を使用する場合 ISA 認証マークのみの拡大縮小は不可)
- (8) 縮小する場合、認定マークの表示は各要素が明瞭に認識されると判断されるものでなければならない。



### 3-2. ISA 認証マークについて



- (1) サブカラーとして、青色、灰色、金色、銀色の表示を認める。  
上記以外の色の使用を希望する場合は、ISAの許可をとること。
- (2) 認証マークを単色刷りの印刷物に使用する場合は、使用許可色に関わらず、認証マーク全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認証マーク全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。また、この際にはISAの許可は必要ないものとする。
- (3) 縮小、拡大してもよいが、縦と横の比率を変えないこと。(4. 項B及びCの例を使用する場合 JAB 認定マークのみの拡大縮小は不可)
- (4) 縮小する場合、認証マークの表示は各要素が明瞭に認識されると判断されるものでなければならない。

### 3-3. 認定マーク・認証マークについて

- (1) 認定・認証マークは個々の製品が認証されたと誤解されるのを防ぐため、製品それ自体、あるいは梱包に使用しないこと。
- (2) 認証の対象範囲は、登録証の付属書に記載された範囲です。そこに記載されていない組織や活動に使用しないこと。認証を受けた範囲と受けていない範囲とが誤解されない方法で使用すること。
- (3) さらに有効期限を過ぎた場合、あるいは登録が取り消された場合は直ちに使用を中止すること。
- (4) さらに、認証されたことを広告や出版物に載せるときはISAによって認証されたことを記述すること。
- (5) 解像度を低くしないで使用すること。電子データは保存形式(bmp形式、jpg形式)を変更しないこと。マークの一部分のみ拡大縮小やマークの加工はしないこと。
- (6) ISAが認定機関(JAB)より認定の取消し又は認定範囲の縮小となった場合は、その対象となる認定範囲に係り、JAB認定マーク付登録証等を回収します。又JAB認定マークは使用できなくなります。

認定・認証マークが正しく用いられているかどうかは、維持審査等の時に確認します。誤って用いられている場合は、是正処置要求書が出されます。場合によっては、登録が取消されたり、損害賠償等が求められることがありますので十分注意して下さい。

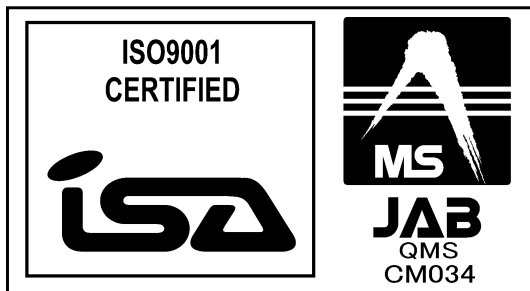


4. 認定・認証マークの例  
A. ISA 認証マークの例

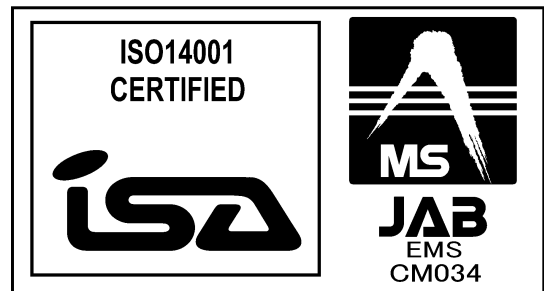


- B. ISA の認証マークを JAB 認定マークと並べた例  
(単独のマネジメントシステムの場合)

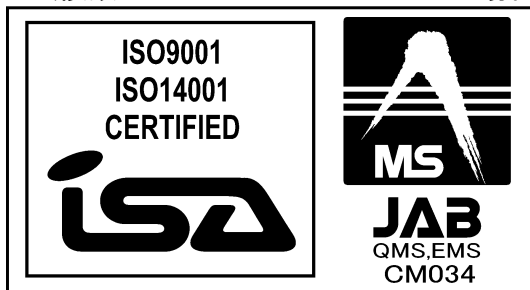
(品質)



(環境)



- C. ISA の認証マークを JAB 認定マークと並べた例  
(複数のマネジメントシステムの場合)



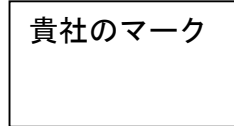


- D. 下記のように、上記の認証マークを使用せず、認証を受けていることを表す方法もあります。（認証の引用）

注）製品の包装又は附帯情報に用いることの表明には、次の事項の引用を含んでください。（製品の包装とは、製品を分解したり、損傷せずに取り出しできるもの。附帯情報とは単独で入手できるもしくは容易取り外し可能なもの。）

- ・ 貴社の特定（例：ブランド、名称）
- ・ マネジメントシステムの種類（例：品質、環境）及び適用される規格
- ・ 証明書を発行した機関が ISA とわかること

認証の引用には、製品、プロセス又はサービスが認証されていると受け取られるものではあってはなりません。



ISOXXXX

No. ISA × × × × （登録証の番号です）

なお、貴社のマークを使用せず「ISOXXXX 認証取得」などの言葉のみの表現で認証を受けていることを表す方法もありますが、次のように登録証の番号を表示することで信用を高めることができます。

ISOXXXX 認証取得

No. ISA × × × （登録証の番号です）

- E. ウェブサイトにおけるマーク等の使用。

- （1）電子清刷：ウェブサイト用を使用し、加工・編集しないこと。  
（配布した電子清刷：ウェブサイト用を、そのまま使用し、加工や編集をしないこと。）
- （2）解像度を低くしないで使用すること。
- （3）電子清刷の保存形式（jpg 形式）を変更しないこと。
- （4）同一のページ内で、認定シンボル（JAB マーク）、認証マークを使用すること。
- （5）その他の使用上の注意は、印刷物の場合と同じです。  
但し、以下の3-1.（6）項と3-2.（2）項の内容は該当しません。  
3-1. JAB 認定マークについて  
（6）項  
認定マークを単色刷りの印刷物に使用する場合は、使用許可色に関わらず、認定マーク全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認定マーク全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。  
3-2. ISA 認証マークについて  
（2）項



認証マークを単色刷りの印刷物に使用する場合は、使用許可色に関わらず、認証マーク全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認証マーク全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。また、この際にはISAの許可は必要ないものとする。

### 「認定シンボル・認証マークの使い方のポイント」

1. 認定マーク（認定シンボル：JAB マーク）を「単独」では名刺に使用できません。  
JAB マークは、単独では使用できません。  
ISA マークは、単独でも使用できます。
2. 認証範囲以外の「業務」、又は、認証を受けていない「事業所」が記載されている名刺、宣伝用資料、会社案内等に、何の注記も記載しないでマークを使用して、記載された「業務」、又は、「事業所」の全てが認証を受けているかのような誤解を招く使用は、できません。  
認証された「事業所」、及び登録証に記載された「認証範囲」の文言を記載すること、又は、その事が明確に判別できる措置があれば構いません。  
（例えば、「※印」等で対応するもののみが登録されている事を示す方法があります。）
3. 看板、門表、ドア、車両等に、認定マーク（認定シンボル：JAB マーク）は使用できません。  
JAB マークは、説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物にしか使用できません。  
ISA マークは、組織の旗、看板、門表、ドア、車両等にも用いることが出来ます。
4. 縮小する場合、認定マーク（認定シンボル：JAB マーク）の表示は各要素が明瞭に認識されると判断されるものでなければなりません。

### 「登録証の使い方のポイント」

1. 適合性の証明は、登録証及び付属書に記載された認証の対象事項に限定されます。登録証の所有権はあくまでも ISA にありますが、「写し」という意味の文字を表示していれば、複写または複製してもかまいません。
2. 登録証と登録書付属書は、一对で正式な証書となります。掲示又は会社案内やホームページ等に掲載する場合は、必ず、両方を並べてください。